

平成22年度 第2回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成22年7月1日（木） 15時00分～16時40分
2. 場 所：中央合同庁舎第7号館西館 1114共用会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金監査マニュアル等の改定に係る論点整理について
 - (2) 「政治資金監査の実施状況等のアンケート」集計結果について
 - (3) 登録政治資金監査人の登録者数について
 - (4) 政治資金監査に関する研修について
 - (5) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 政治資金監査マニュアル等の改定に係る論点整理
- 資料2 「政治資金監査の実施状況等のアンケート」集計結果
- 資料3 登録政治資金監査人の登録者数
- 資料4 政治資金監査に関する研修の実施状況
- 資料A 政治資金監査の方法の変更に係る論点整理
- (別紙) 政治資金監査の方法の変更に係る研修テキストの改定新旧対照表
- 資料B 政治資金監査に関する研修テキストの改定新旧対照表
- (別紙) 政治資金監査に関する研修テキストの改定に係る目次イメージ新旧対照表
- 資料C 「政治資金監査の実施状況等のアンケート」集計結果（詳細）
- 資料D 事例等説明会（仮称）の実施について（案）

(本文)

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成22年度第2回政治資金適正化委員会を

開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ、御出席賜りまことにありがとうございます。

議事に入る前に、平成21年度第7回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第7回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成22年度第1回委員会の議事録については、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題、「政治資金監査マニュアル等の改定に係る論点整理について」、及び第2の議題、「『政治資金監査の実施状況等のアンケート』集計結果について」、説明を事務局にお願いします。参事官、お願いします。

【米澤参事官】 それでは、まず、資料1、資料2、資料A、資料Cにつきまして、初めに御説明させていただきます。残りの資料につきましては、後ほど一度議事を閉じていただきまして、その後に御説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1でございますけれども、政治資金監査マニュアル等の改定に係る論点整理ということで、これは公表資料でございます。政治資金監査マニュアルは必要に応じて改定を図るということとなっておりますので、今までの適正化委員会で示された見解あるいはQ&A、アンケート調査の結果を踏まえて改定について検討する。主要な改定検討箇所についてということで、政治資金監査の方法の変更、領収書等に対する政治資金監査、会計帳簿の記載事項に対する政治資金監査を項目立てしております。(2)といたしまして、適正化委員会において公表した見解の追加記載ということ。(3)といたしまして、Q&Aの追加記載といたしまして、業務制限、年の途中で区分の移動した政治団体の政治資金監査等々を掲げているところでございます。(4)といたしまして、マニュアルの構成の見直しとして、政治資金監査実施要領との一体化についてでございます。

2の今後のスケジュール(予定)といたしまして、先週御説明いたしましたように、本日の第2回委員会におきまして、改定内容を検討し、次回、8月11日、第3回委員会で

改定案の決定、パブリックコメントの開始。第4回、9月16日の委員会で改定内容の決定をさせていただきます、3カ月かけまして、関係者に対する改定内容の通知を行いたいという中身でございます。

中身の説明に入らせていただきます。資料A、委員限り資料でございます。政治資金監査の方法に係る論点整理ということで、初めに問題意識といたしまして、政治資金規正法におきます監査事項といたしましては、1つには、会計帳簿に支出の状況が記載されていることなど。2つ目といたしまして、収支報告書が会計帳簿等に基づいて支出の状況が表示されていること。これらが法における監査事項となっております。

2点目の政治資金監査の基本的性格におきましては、現行のマニュアルにおきまして、会計帳簿等々につきまして、書面の記載が整合的かどうかを外形的、定型的に確認する業務であるということになっております。また、政治資金監査報告書につきましては、適正性や適法性について、意見表明を求めるものではないと定めております。一般商慣習における証憑の活用ということで、請求書、納品書、利用代金明細書など、一般商慣習において発行される書面につきましては、これらは支出を証する書面というふうには言えないわけでございますが、領収書等と併せることで支出の状況を確認できる場合につきましては、政治資金監査においてもこれらを活用することができるのではないかという意見が登録政治資金監査人の方々から寄せられているところでございます。

このような法におきます監査事項、政治資金監査の基本的性格、それから一般商慣習での取り扱い等々を踏まえまして、政治資金規正法上の領収書等の徴収義務や会計帳簿の記載義務について、政治資金監査でどのように扱うべきかということを今回論点整理として挙げているものでございます。

資料Aの2ページに参りまして、まず、領収書等の徴収義務についての検討をさせていただきます。現行の監査マニュアルにおきましては、会計帳簿とすべての領収書等を突合いたしまして、領収書等の必要記載事項、支出の目的、金額、年月日と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するということになっております。領収書がない場合におきましては、領収書等亡失等一覧表の提出を会計責任者に求めることとなっております。領収書等の確認につきましては、3事項が記載されているかどうかを確認する。3事項に欠ける領収書等があった場合には、その旨を指摘するとともに、領収書等の発行者に対し、記載の追加や再発行を要請するなど、3事項を具備した領収書等を備えるよう求めるという扱いになっております。

加えまして、マニュアルでは明記されておきませんが、政治資金適正化委員会の見解といたしまして、3事項を具備した領収書等を備えるよう求めても、なお備えられないような場合につきましては、亡失等一覧表に記載するように求めることとなっております。ただし、発行者情報を含む領収書等の記載事項と会計帳簿の記載事項、いわゆる居酒屋領収書の類でございますけれども、整合性がとれている場合には、一覧表の記載は求めないという扱いを示しています。

このような現行のマニュアル等の考え方につきまして、論点で書いておりますように、現行認めております発行者情報で確認するという方法に加えて、会計責任者等から示された当該領収書等に係る請求書等の記載事項と会計帳簿の記載事項とを突合して支出の状況を確認することも可能としてはどうかということ。次の3ページに参りまして、なお、そのような形で支出の状況を確認できた場合には、亡失等一覧表に記載を求めないこととしてはどうかという案でございます。

これに関連いたしまして、登録政治資金監査人の方々からいただいたアンケートにおける意見といたしまして、1点目、請求書により内容が確認できるような場合であっても、いわゆる領収書等として扱うことができないという御指摘がありました。また、3事項のうち、1事項でも欠けていれば、亡失、もともと何もない場合と同じ扱いとなってしまう、現実に即した判断ができないという御指摘もいただいております。また、領収書等の支出の目的について、すべて追記、再発行を依頼したために相当な時間を要してしまったという御指摘もございました。

その他といたしまして、私ども事務局の方から論点として出させていただいておりますのが、商慣習上の領収書と規正法上の領収書等の齟齬が生じているのではないかと。2点目といたしまして、政治団体以外の者が発行します請求書や納品書で支出の状況を確認した方が領収書の追記や再発行を求めたり、亡失処理をするよりも政治資金監査として支出の状況の適切なチェックになるのではないかと。3点目といたしまして、再発行を求めるといふことにつきまして、政治団体の負担も考慮する必要があるのではないかとということも考えられるということでございます。

そこで、これらを踏まえまして、改定案といたしましては、そこに記載されていますように、現行の適正化委員会の見解として認めております発行者情報での確認に加えて、会計責任者等から示された当該領収書等に係る請求書等の記載事項を併せて会計帳簿の記載事項と突合して支出の状況を確認することも可能とするという改定案でございます。な

お書きといたしまして、確認できれば、領収書等亡失等一覧表の記載は求めないという案を今回提出させていただいております。

この改定案によりますと、領収書等に対する書面監査といたしましては、会計帳簿と領収書を突合することですとか、2点目の領収書等がそもそも存在しなければ、亡失等一覧表に記載を求めることですとか、4ページの方に参りまして、領収書等の3事項の確認、それから、3事項に欠ける領収書等があった場合の指摘。これらは現行のマニュアルと同様に今後行う必要があると考えております。

これ以降が、今回扱いが異なる部分でございますけれども、3事項に欠ける領収書等があった場合について、発行者情報で確認することに加えまして、当該領収書等に係る請求書等が示された場合には、それで確認する。整合がとれていない場合には、亡失等一覧表に記載するよう会計責任者に求める。「なお」といたしまして、会計責任者の方から追記や再発行をして3事項を備えた領収書等が出てきた場合には、上記の扱いは必要がないという形になると考えております。

このようなマニュアルの改定をしました場合の検討事項といたしまして、1つは、規正法上の領収書等、3事項に欠ける領収書等を備えていない場合に、従来マニュアルですと、政治資金監査報告書に記載するというようになっておりますけれども、今回のマニュアルでは、確認されれば、そのような記載がなされないこととなります。それについてどう考えるかということでございますが、案の1で整理しておりますように、政治資金監査報告書というのは、政治資金監査マニュアルに基づいて実施した結果を記載するものでございますので、支出の状況が確認できた場合には、監査報告書に記載する必要はないというふうに整理できるのではないかと。領収書等でない旨の指摘をすれば足りるのではないかとという考え方でございます。

5ページに参りまして、今回の改定案によりますと、亡失等一覧表というのはどのような性格のものになるのかというのが論点でございます。従来ですと、3事項に欠ける領収書、いわゆる政治資金規正法に基づく領収書等ではないものがすべて亡失等一覧表に書かれるわけでございますけれども、今回の改定案によりますと、案の1のように、政治資金監査マニュアルに示した支出の状況を確認できる書類が存在しない支出の一覧表という性格になります。これにつきましては、現行マニュアルでの人件費についても同様でございます。源泉徴収簿や貸金台帳で確認できれば亡失等一覧表に記載する必要はないということとしておりますので、その点では人件費とその他の経費で違いがなくなる、整合が

とれるという形になるわけでございます。

最後の丸で、請求書等として具体的に何を指すのか。どの範囲のものを想定しているのかということでございますけれども、請求書のほか、納品書、見積書、利用代金明細書、クレジットカードの月次利用明細書などが考えられると思っております。一般的な商慣習上、当該支出に関して発行される書面というふうに提示されるのではないかと考えております。

領収書の徴収義務についてのマニュアルの改定の考え方は以上でございます。

引き続きまして、6ページからでございますけれども、(2) 会計帳簿の記載義務といたしまして、支出を受けた者の住所の記載漏れについてどのように考えるかということでございます。現行マニュアルにおきましては、会計帳簿につきまして、すべての領収書等を突合いたしまして、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認することになっております。その際には、会計帳簿の中に補助簿、日計表の類を使っているものもございまして、それも含めて確認するということになっております。その上で、会計帳簿に記載不備がある場合には、その旨を政治資金監査報告書に記載するという扱いでございます。

これにつきまして、論点といたしましては、会計帳簿の住所の確認につきまして、その確認をする趣旨としては、架空の支出を計上させないためのものというふうに考えられるわけでございますけれども、例えば、請求書等の会計書類に記載された当該支出の住所を確認するということができるれば、会計帳簿の住所の記載の確認と同じ効果が期待できるのではないかと考えられます。

したがって、会計帳簿の住所に記載不備があった場合には、領収書等の関係書類によってその住所を確認するという扱いにしてはどうか。確認できた場合には、政治資金監査報告書に記載不備があった旨の記載を要しないということにしてはどうかということでございます。

これにつきましても、登録政治資金監査人の方からのアンケートによりますと、会計帳簿にすべての支出の住所を記載させるということは、領収書との整合性の検証の必要性も、必ずしも領収書に住所が書かれているわけではないので、突合するという作業が発生しないということもございまして、その必要性も乏しく、負担となっているのではないかと御意見。会計帳簿に住所の記載がないとしても、収支報告書や領収書に住所の記載があって、それで確認ができれば、わざわざそれを会計帳簿に転記して確認するということ

の必要性は乏しいのではないかという御意見もちょうだいしているところでございます。

そこで、7ページでございますが、改定案といたしまして、会計帳簿の住所に記載不備がある場合には、当該支出に係る領収書等の関係書類によりまして、住所の確認をする。確認できた場合には、政治資金監査報告書に記載不備があった旨の記載を要しないという形にしてはどうかという改定案でございます。

政治資金監査の方法としては、その下に記載されておりますように、確認した上で、3番目の丸でございますけれども、記載不備がある場合はその旨を指摘した上で、政治資金監査においては、領収書等で住所を確認するという流れになると考えております。

内容の説明は以上でございます、その次の8ページでございますけれども、今御説明しました内容につきまして、政治資金監査マニュアルの改定案の概要ということでまとめたものでございます。1の(1)と(2)がただいま御説明いたしました領収書等に対する政治資金監査、会計帳簿の記載事項に対する政治資金監査について改定案を掲げたものでございます。頭の枠囲いの中で、改定の趣旨といたしまして、政治資金監査の基本的性格を踏まえつつ、登録政治資金監査人から寄せられた意見をもとに支出の状況の確認に活用できる書類を拡充したという趣旨を書いています。2と3につきましては、冒頭資料1でも御説明いたしましたそれ以外の改定事項、今後のスケジュール等でございます、本日の委員会でこのような改定の方角でよろしいということで御了解いただきましたら、今後、次回の委員会において、改定案を公表するに当たりまして、私どもも関係方面への御説明をしなければなりませんので、その際、簡単な概要ペーパーということで、この8ページの資料を使わせていただければと考えているものでございます。

続きまして、資料A(別紙)を御覧いただきたいと存じます。今御説明しました政治資金監査の方法の変更について、研修テキストの新旧対照表で御確認いただければと思います。資料A(別紙)の、まず3ページを御覧いただきたいと存じます。

3ページ右側の赤字になっております6でございます。左側が旧、右側が新となっております、領収書等の記載事項の確認につきまして、従来、3事項に欠ける領収書等があった場合には、その旨を指摘するとともに、追記、再発行を求めるということとなっておりますけれども、今回の改定案に従いますと、この部分はその旨を指摘するというところで、追記、再発行の求めまではしない形になっております。

次の4ページの右側、赤字の8でございますけれども、領収書が存在せず、振込明細書が存在する支出について、振込明細書に係る支出目的書が作成されていない場合には、

その旨を指摘し、振込明細書に係る支出目的書の作成を求めることということとしております。今回領収書につきまして、請求書等で確認するという方法を改定案として出しておりますけれども、振込明細書につきましても、考え方としては同様に、支出目的書がない場合に振込明細書に関します請求書等で確認できればいいのではないかという議論もさせていただきましてけれども、最終的に支出目的書につきましては、県選管や総務省に提出が義務付けられている書面で、しかも政治団体側で作成することができる書面でございますので、それにつきましては、その場でやはり政治資金監査人の方から作成を求めて、支出目的書を備えて、それで確認の方が適切なのではないかということで、領収書等とは異なりまして、振込明細書については、支出目的書がない場合には、その作成を求めるという扱いの案になっているところでございます。

続きまして、7ページでございます。右側の18番でございますが、3事項に欠ける領収書について、発行者情報で確認することということと、また以下でございますけれども、領収書に係る請求書等が会計責任者等から示された場合には、当該領収書等と併せて確認するという扱いでございます。あくまでも請求書等につきましては、登録政治資金監査人の方が会計責任者に、出すことを求めるのではなくて、3事項に欠ける領収書があって、会計責任者の方から示されたときには、それを使って確認してもいいという扱いでございます。

どのようなものが請求書等に当たるかというのが、その下、解説、枠囲いの中で説明しております。先ほど御説明しましたような請求書、納品書、見積書等をここに記載させていただいております。「なお」以下で、より登録政治資金監査人の方々にイメージしていただきやすいように、具体的にはということで、例を2つほど記載しております。領収書等の但し書き欄に何も記載されていないが、当該支出に係る請求書に「〇〇代」との記載がある場合ですとか、支出の年月日のうち、年が記載されていないが、納品書に支出の年が記載されているような場合。このような例が考えられるということで、ここに記載しております。

続きまして、恐縮ですが、11ページでございます。21番、こちらは会計帳簿の住所の記載に係る論点に関します改定案でございます。会計帳簿の必要記載事項に記載不備がある場合には、その旨を会計責任者に指摘することといたしまして、「また」以下、住所に記載不備がある場合については、その記載不備を指摘するとともに、領収書等、領収書等に係る請求書等に支出を受けた者の住所が記載されている場合はそれで確認することと

しております。なお書きといたしまして、そのような形で確認した場合であっても、会計帳簿には必要記載事項を備えておくよう、改めて指摘することということで、今回はあくまでも政治資金監査において、住所を記載する際に領収書や請求書の住所を用いて確認してもいい。確認できた場合には、政治資金監査報告書に書かなくてもいいということとしているわけございまして、会計帳簿に住所を記載しなければならないというのは、政治資金規正法上、会計責任者に課せられた義務でございますので、その義務が外れるわけではないということで、なお書きで、改めて政治資金監査人の方から指摘していただいて、注意喚起をしていただくというものでございます。

次に、12ページでございます。すみません、また領収書の確認の話に戻ってしまって恐縮でございますけれども、25番は、亡失等一覧表の作成についてございまして、先ほどの請求書等を用いて領収書等の3事項を確認するという方法で、18による確認の結果、整合がとれていない場合、要するに、会計責任者の方から3事項の穴を埋める請求書等が出されなくて、確認できなかった場合、それが整合がとれなかった場合ということになるわけでございますが、そのような場合には、亡失等一覧表に記載するよう求めるということになります。なお書きといたしまして、別途会計責任者から追記や再発行により、3事項が記載された領収書等が出された場合には、亡失等一覧表に記載することを求める必要はないということでございます。

この資料の最後で、15ページをお開き願いたいと思います。これは政治資金監査報告書の記載要領の部分でございます。15ページの17のなお書きでございますけれども、申しわけございません、また会計帳簿の住所の記載の話に戻ってまいりますけれども、なお書きといたしまして、政治資金監査を行った時点では、住所の記載に不備がある場合であって、領収書や請求書等で当該住所を確認した場合には、政治資金監査報告書に記載することは要しないということが記載要領として書かれております。「ただし」といたしまして、この場合においても、国会議員関係政治団体の会計責任者は政治資金規正法上、住所を記載したものにしておかなければならないということで、先ほどの説明と同趣旨でございますけれども、あくまでも会計帳簿の住所の記載というのは、法律で会計責任者が書かなければならないということでございますので、その旨をここでまた確認的に書いているものでございます。

非常に長くなって恐縮でございますが、資料1と資料Aの説明は以上でございます。

続きまして、資料2と資料Cの説明をさせていただきます。資料2が政治資金監査の実

施状況のアンケート集計結果でございまして、先日中間報告ということで、委員限り資料で御説明させていただいたものでございます。今回最終的な集計結果ということで、資料2が公表資料、資料Cはそれの詳細な資料ということでございます。

資料2で御説明いたしますが、今回最終的な回答数といたしましては、1の(4)でございますが、2,029ということで、回収率57.3%でございます。多くの登録政治資金監査人の方々に御協力いただきまして、このような数字になっております。

アンケート結果といたしまして、政治資金監査を行ったかどうかという回答といたしましては、行ったとお答えになられた方が530人ということで、26.1%でございます。2ページに参りまして、政治資金監査を実施した国会議員関係政治団体の数ということで、一番下に枠囲いで簡単な解説をつけておりますけれども、最も回答数の多かったものは2団体ということで、145、27.4%ということで、1団体が137、3団体が109ということで、今回御回答いただいた方の政治資金監査を行った政治団体の数を合計いたしますと、1,555団体ということになります。

3ページに参りまして、政治資金監査の実施時期、団体数につきましては、実施時期で一番多かったのは5月の210、3割程度の方が5月に行われているということでございます。

4ページに参りまして、政治資金監査を実施した期間ということで、1日という御回答が165、31.1%、続いて2日、131、3日、93ということで、7割の方が3日以内に政治資金監査を完了している。

さらに5ページに参りまして、従事した登録政治資金監査人の人数といたしましては、9割の方が1人で行ったということでございます。その下、業務を補助した使用人等の人数ということで、0人という方が約6割ということで、使用人を使用せずに行われた方が多かったという結果でございます。

6ページで、事前準備の状況でございますが、約7割の方が事前準備を行っているという御回答をされておまして、そのうち約8割程度が領収書等の整理・保存状況の事前確認、7割が領収書等の整理方法の事前の指導・助言という内容になっております。

7ページ以降、自由記載で政治資金監査の実務上問題となった点ということで書いておりますけれども、やはり多いのは、今回の改定案で御説明させていただきましたような領収書等のチェックに関しまして、3事項がそろっていない場合の取り扱いについての御意見が多かったということでございます。

8 ページに記載がありますが、中ほどにございますけれども、クレジットカード利用の場合の収支両建ての記載について戸惑っていらっしゃる方がいらしたということも示されております。

9 ページのヒアリングに関しましては、会計責任者の方の理解が不足していたり、十分に時間がとれなかったという御回答がありましたし、その下、政治資金監査報告書の作成については、収支ゼロの政治団体でも政治資金監査報告書の提出が必要であるということに疑問を感じたという御意見もございました。

概略は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

C は今の公表資料のさらに細かい詳細資料でございます。

【上田委員長】 わかりました。では、C も御説明いただいたということで。

では、この件につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思ひます。牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 まず、最初にちょっと確認ですけれども、資料B がありますね。新旧対照表。これは今のこの論点を、資料A 等を踏まえたものですか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 資料B は今の論点の部分は除いた、それ以外のものの新旧でつくっております。

【牧之内委員】 それ以外。ということは、資料A は入っていない。

【米澤参事官】 資料A の内容はこちらには入れておりません。別に御議論いただくという趣旨で分けて示しております。

【上田委員長】 後で御説明いただいて、それで後で議論していただくということで。

【米澤参事官】 資料B についてはまたこの次に。

【牧之内委員】 すみません。それは失礼。

それでは、論点の、ちょっと頭の整理をしたいんですけれども、3 事項が欠けている領収書をそのほかの請求書等で補完をして、実際にそういう支出があったということを確認していくという方向に変えられるということについては、私は基本的に異論はないんですけれども、ただ、この人件費の取り扱いに関してちょっと確認したいんですが、まず、人件費以外のものといいますと、本来きちんと3 事項を備えた領収書があります。その領収書の3 事項が少し欠けているんだけど、発行者情報によって3 事項が備わっているのとほぼ同じ、領収書としての要件を満たしているというふうにみなされるものがあります。

これは従来から領収書ありという扱いをしてきていますね。

今度は発行者情報だけではなくて、その付随する請求書等によって確認しますということが新しく加わりました。いずれも領収書という形式を備えたものが、3事項が入っているかどうかは別にして、領収書という名前のものが、あるいはらしきものがあるというのが前提ですね。それと、振込明細書の方は、これは領収書ではありませんと言っていますね。振込明細書があった場合は、支出目的書をつくってそれと併せて出しなさいということになっていますね。

そうすると、人件費の場合は賃金台帳とか源泉徴収簿というのは、領収書ではありません。振込明細書でもありません。だから、そのいずれにも属さないものですね。だから、全くこれで同じではないか。これで同じ扱いになっている、整合性がとれているというのは、ちょっとそこに飛躍があるのではないかということが1点。逆に言うと、人件費は、領収書の徴収義務はあるんだけど、1件ごとに報告する必要がないし、人件費1発で報告すればいいし、領収書の提出義務がないわけです。だからこそ、そういう意味で、領収書亡失一覧表に書くという必要はないのではないのか。ほかと均衡がとれているかということではなくて。ちょっと私は今まだ頭の整理ができていないんですけども、私なりの理解をすると、そういう整理をしたらいいのではないか。

だから、ほかの経費とは扱いが違うんですと。ただし、人件費がきちんと収支報告書の記載のとおり支出されたものであるかどうかということは、監査においてきちんと確認しなければいけませんから、人件費の領収書がありますか、あるいは源泉徴収簿はありますか、そのほかの書類できちんと出されたものであるかどうかということを確認して、それで、確認できなかったら、確認できないものが何件あったということは出さなければいけないという理解でいいのではないかということですが、それが基本的な話です。

それで、ちょっと付随で言いますと、人件費の場合は、大体は各人の口座への振り込みで運用していると思うんで。その振込明細書、振込依頼書とかがあるということで、それが確認できるということになります。賃金台帳の場合は、むしろ勝手につくれるという危険性はないのか。源泉徴収簿は税務署に出す話ですのでわかりますけれども、賃金台帳簿は内部的に備えていくものだとする、勝手につくれる可能性というか、危険性があるので、賃金台帳で確認しなさいということを示しておくというのは、ちょっと行き過ぎだったのではないか。行き過ぎというか、余計なことを書いてしまったのではないかという危惧がちょっとありますが、とりあえずその2点です。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【米澤参事官】 前段御指摘いただきました整理といたしましては、今牧之内委員からおっしゃっていただいたような整理で、私どももよろしいのではないかと考えております。あくまでも政治資金監査というのは、支出の状況がきちんと表示された収支報告書が出されているかどうかということを確認するというのが最終的な目的でありまして、政治資金規正法で定められた義務をすべて果たしているかどうかというチェックは、その過程でその政治資金監査の方が指摘することは必要であろうと思いますけれども、最終的に正式に監査報告書にどこまで書くのかというのは、支出の状況の確認という考え方で整理すべきではないかというふうに考えまして、今回領収書等の、政治資金規正法の厳密な定義からちょっと離れまして、どうやれば一番実態に即した支出の状況の確認ができるかという整理をさせていただきました。

その際、御指摘のように、人件費につきましては、このような整理をしたとしても他の経費とは異なって、もともと相手方から徴した領収書的なものが何もなくても、源泉徴収簿等、内部的な書類で確認できれば、政治資金監査報告書にも指摘はしないという整理になっておりますので、そこは人件費の性格からそのような、従来からの扱いになっていて、それは今回も踏襲すべきであろうと。

加えて、委員が御指摘になったように、人件費の領収書等については、いずれにしても最終的には世の中に出ないものでございますので、それまで相手方から徴しているかどうかという確認までする必要性はないという考え方は踏襲していくべきだろうという整理でございます。

後段の、その上で現行マニュアルでも明記しております貸金台帳の扱いでございますけれども、一応貸金台帳は一定の事業所に対して法令上義務づけられた書面であるということで、源泉徴収簿と並んでマニュアルで位置づけたという理解をしておりますけれども、実際、政治団体の人件費というのは、その政治団体が個々の職員に払っているというもの以外に、例えば人件費をいろいろな団体で分担して払っているような場合に、いわば負担金的に支出したのも人件費というふうに分類して支出しているものもあるのではないかと考えておりまして、必ずしも相手方の口座に直接振り込むような性格のものだけではないのではないかと考えております。

いろいろな形態があり得ますので、少なくとも法令上備えることが求められていたり、税法上一定の書式のもとで作成し、場合によっては税務署等に提出することになる源泉徴

収簿等で確認できれば、人件費が確かに出されたという支出の状況の確認としては、そのような書面を用いることが適当だという考え方で現行マニュアルがつくられていると理解していきまして、それについては、今回改定する必要はないと考えていたのでございますけれども。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 アンケート調査でも人件費の取り扱いが非常に難しいとか、どうすればいいのかわからないといったようなものが結構あったように思うんですけども、そういう意味で、もう少し具体的に、まず何を見なさい、次にこれを見なさい、その場合にはこういうところを留意しなさいというようなものを、書く書かないかは別にして、少し今の状況よりも少し1歩進めた方が私はいいような感じがしますけれども、どうでしょうか。

いずれにしても、人件費だけは特別扱いになっていますから、そこがきちんとチェックできなければ、全体のチェックができないに等しくなってくるということです。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【米澤参事官】 割り切れば、あくまでも人件費についても領収書等の徴収義務はかかっておりますので、他の経費と区別をせずに領収書的なものを前提に、領収書的なものと請求書等で確認して、相手方が発行したような書面が何もないければ、政治資金監査報告書で指摘するという整理。人件費とそのほかの経費を区別しない整理をするということも考えられると思いますが、源泉徴収簿や賃金台帳で確認するという現行の取り扱いを、さらに、ほかのどのような書面で確認できるかという例示を増やしたり、より厳格化したりした場合に、実態の政治団体の人件費支出にどのようなものが含まれているのか、ちょっと私どももわからない部分がございますので。

政治資金監査の方法としてすっきりするのは、他の経費と区別せずに、領収書等での確認を原則とするというやり方。今までのマニュアルと大きく考え方が異なってしまいますけれども、そのような整理をするのが一番すっきりするかと思います。

【上田委員長】 領収書があれば現物を確認する。振込依頼書があれば振込書を確認する。ただ、人件費については、領収書は公開義務はないという。

では、今の牧之内委員の御指摘は、もう1歩進んで、領収書がなければ領収書をとったかどうかという指摘まで必要だということをおっしゃりたいんですか。

【牧之内委員】 いや、あとは監査人の裁量なんですけれども、確認できないのが何件あったというような記載がどの程度出てくるのか。要するに人件費は闇の中に入ってしまう

うわけです。公開請求もできないし。だから、監査人がどう判断するかだけになってしまうので、そこはむしろ監査人を縛るというんですか、監査人に、少なくともこういうことはきちんとやってくださいということをもう少し書いておいた方が、むしろ迷っておられる方もおられるようなので、ちょっと私も、ではどうすればいいということを持ち合わせて発言しているわけではないんですけれども。

【上田委員長】 今までの議論でも人件費につきましては、賃金台帳なり源泉徴収簿が確認できればそれでよろしいという議論で進んできたんですけれども、もう1歩踏み込んで何か必要かどうかというところなんです、小見山委員、今の話いかがですか。

【小見山委員】 今の件は、私は今までのとおりでできるものであれば、それ以上のことはよろしいのではないかというふうに思います。やはり法律の上で、領収書の提示をしなくていいという言葉が書いてあったり、ちょっと特殊なことは確かなんですけれども、人件費に関しましては、私どもとしてみると、非常に大きな支出のうちの1つだと思えます。ですから、必ず何か見ていただきたい。

ただ、実際にその方たちが現金でいただいたのか、振り込みなのかはわかりませんが、まず、いらっしゃるかということだけは、やはり確認するという意味で、そういうような諸表を御覧いただくことは必要だというふうに思います。その程度ぐらいでいかがかと思えます。必ずその後は領収書はあることは確かでしょうし、それから、振り込んでいることも確かだと思えますが、それはもちろん確認していただくことになると思いますが、今の答えになっているかどうかわかりませんが、私はそれで、今までどおりでよろしいのではないかというふうに思いますけれども。

【上田委員長】 ほかの委員の方、いかがですか。では、牧之内委員、今の点はいかがですか。

【牧之内委員】 実態的に、実際監査をされた方が人件費をどんな取り扱いをされているのかというのが今のこの状況では、我々委員会はもちろんだし、事務局もわからないわけですね。領収書あるいはそれに類するものが全部きちんとありましたということで、それを証する書類のない件数のものはゼロでしたというようなことで、全部来てしまうと、本当に闇の中に入ってしまうということになってしまいますよね。

だから、何かそこをもうちょっと踏み込んだ方法はできないだろうかということで、私も、すみません、これ以上はやめます。具体案がないまま話をしていますので。

【上田委員長】 谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 確かに牧之内さんがおっしゃったとおり、人件費というのは、国会議員関係団体にとっては最後のスモーキングガンみたいなところがあって。このところの領収書等を見るのは、監査人の方だけなんです。収支報告等にも出ていないので、総務省、各選管では見ることもできないしということで、監査人の方々が実際に帳簿等を御覧になってどういうふうな問題点を感じられたのかについて、今後とも彼らのアンケート等を通じて、我々としては耳を澄ましていって、より具体的な形で問題の所在が明らかになれば、その段階で手を打つことなのかというふうに思います。

【上田委員長】 事務局長、どうぞ。

【金谷事務局長】 今まさに谷口先生がおっしゃっていただいたようなことなんですけれども、現実の部分が、私ども、それから政治資金課の方でもわからないという中で、この委員会の方で御議論いただいて、本来であれば、領収書のみというところを賃金台帳あるいは源泉徴収簿という、牧之内委員がおっしゃるように、もう少し広げる、あるいはもう少し深めるという議論もありますが、ただ、人件費についての一般的な領収書、請求書といった形のようなもので、幅を広げていくと、かえって逆にはっきりしないものが出てくる可能性があるという危惧が1点と。

それからもう1点は、監査人の権限そのものとしまして、相手方が提出された、いわゆる資料提出命令的なものとか、実質調査権がないという前提の中で、実はこの源泉徴収簿と、それから賃金台帳の部分についても、そこを見ますと言っている部分は、ある意味では、見る範囲を少し広げたという印象を私は持っておりまして、そこをさらに実質的調査をしましょうというところまでの必要が出てくるか、あるいはやはりもう少し監査人の方々から具体の意見、あるいは、あまり起こってほしくはないんですけれども、そういったことを踏まえた具体的な事案が生じた場合に、それに対する対応としてどう考えるかという点で、もう少し状況を見ながら議論させていただくというところかというふうに感じている次第でございます。

【上田委員長】 牧之内委員、この問題どうですか。

【牧之内委員】 谷口委員からお話がありましたとおりで結構です。

【上田委員長】 この程度で。

では、ほかの点で何か御質問ございますか。

【小見山委員】 ちょっとよろしいですか。

【上田委員長】 小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 本来監査人が何をやるのか調べたりしながら、先ほどの一番最初の領収書等にかかわる支出の内容を示す請求書等の書類というものについて少し見ておりました、資料Aの別紙の7ページ目の長細い資料ですが、例えばこういうふうな書類が領収書等に記載された支出をサポートするような書類ですと書いてあることの内容で、目的と金額と年月日という形で3事項を要求している中で、一般的に領収書は金額と年月日は出ているのではないかと。年月日は出ていないものもあるかもしれませんが、金額は必ず書いてある。そうすると、ほとんどが目的か、もしくは年月日をサポートするものになるということですか。

一番最後のところのクレジットカードの月次利用明細書というのが、どうなのかと思って見ていたんです。クレジットカードの月次利用明細書に目的というものが載っているのかどうかということなんです、この辺はサポートするドキュメントとして、ここに例示列挙の中に入れるべきなのかどうかと疑問に思いました。いかがでございますか。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【米澤参事官】 私どもはすべてのクレジットカード会社の明細書を比較対照したわけではないんですが、一般的にはその月に買った商品名のようなものがそこに書かれているものがあるのではないかと認識でこの中の例示に入れさせていただいた次第なんです、もし実態としてそういう、利用できるものにならないとなれば、少し精査させていただきまして、例示から落とすかどうかも含めて少し考えさせていただきたいと思います。

【小見山委員】 はい。よろしく願いいたします。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 支払い先が入っているものがありますよね、クレジットカードの明細書で。

【小見山委員】 利用したところとかですよね。それはあります。

【牧之内委員】 そうすると、目的は類推されるというのはあるんじゃないですか。

【米澤参事官】 そうですね。

【上田委員長】 典型的なのは飲食店ですかね。

【牧之内委員】 続けてでよろしいでしょうか。

【上田委員長】 はい。では、牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 今の資料Aの別紙の4ページですが、亡失等一覧表に全部潜り込んでしまつてというよりは、確かにそういう支出があったというのを証する書類が領収書に限

らず、領収書に類するものも含めて、できるだけそういう証拠書類があるという方がいいのではないか。ということからすると、4ページの8に書いてあるなお書きですね。徴難明細書が作成されている場合。この徴難明細書よりも振込明細書と支出目的書の方を優先すべきではないか。逆ではないのかと思いますが、どうですか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 これは会計責任者がどちらを出すかによるわけでごさいますて、会計責任者の方が最初から徴難明細書を登録政治資金監査人の方に出せば、徴難明細書だけではだめで、振込明細書を見せてくださいというふうには、やはり言えないと思いますので、徴難明細書が出てくれば、この取り扱いにはなりません。徴難明細書を見ていただければ結構です。それがなくて領収書もなければ、会計責任者としては振込明細書を出してこないわけですので、それについて支出目的書が出ていなければ、支出目的書をつくらせてください。

ですから、登録政治資金監査人の方にしてみれば、会計責任者の方からどんな書類が先に出てくるかによって取り扱いが決まるという趣旨でごさいます。

【上田委員長】 私から質問させていただきけれども、会計責任者にとってどちらが手間がかかるんですかね。支出目的書をつくるのが手間がかかるのか、徴難明細書をつくるのが手間がかかるのか。

【米澤参事官】 それは支出目的書の方が簡単でごさいます。支出目的が何々と1つ書けばいいだけです。徴難明細書はそれに支出の年月日ですとか、金額ですとか、徴難事由も書かなければなりませんので、書く手間としては、振込明細書があれば、支出目的書をつけるのが一番簡単でごさいます。

【上田委員長】 でしたら、実務上の扱いとしては、会計責任者が本年度の監査のときには手間のかかる徴難明細書をつくっていたけれども、来年からはこれは支出目的書でも構いませんよという指導をするということも、別に可能ですね。

参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 振込明細書の徴収義務がかかっているわけではごさいませんで、もともとは徴難明細書という制度しかなくて、徴難明細書をつくるのが面倒くさいので、振込明細書があれば、それに欠けている支出目的書を1枚つけば、徴難明細書と同じ情報が得られるので、それでいいではないかといって後からできた制度です。

ですから、もともと振込明細書の徴収義務もないので、振込明細書を優先させるべきだ

というのは、なかなか規正法の世界ではちょっと言いにくいという面がございます。

【牧之内委員】 条文上は、確かにそうだけど。

【上田委員長】 私が言ったのは、実務上の取り扱いと今言ったと思うんですけれども、実務的にはそういう指導をしてもらえればいいのではないかと思ったんですけれども。

小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 あと、徴難明細書というのは表に出さなければいけないんですよね。ただ、それに対して振込明細書は表に出さなくていいものですよ。

【米澤参事官】 いえ。

【小見山委員】 両方とも出すんですしたっけ。

【米澤参事官】 はい。両方とも。徴難明細書を出すか、振込明細書と支出目的書のセットを出すか。どちらかは必ず出さなければならない。出さなくていいのは、人件費だけです。

【小見山委員】 開示するということで。

【米澤参事官】 少額領収書の開示制度か、情報公開制度かどちらかでは必ず出てまいります。

【小見山委員】 失礼しました。わかりました。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 今の8の書き方が非常にわかりにくい点もございますので、少し実務上、今御指摘いただいた趣旨が滲み出るような書き方にさせていただきたいと思います。では、ここはちょっと修正をさせていただきます。

【上田委員長】 ほかの点はいかがでございますか。

【牧之内委員】 では、ほかの点で。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 会計帳簿に住所が書いていない場合。それは指摘するだけで、後できちんと書いておきなさいと言うだけで、監査報告書には触れなくていいという扱いですが、方向はいいんですけれども、法令上は本当にきちんとクリアできるのかという話です。19条の13では、会計帳簿には支出の状況が記載されておりというふうになっていますね。その会計帳簿には何を書くかというのは、前の9条に書いてありますよね。そこには住所を書けというのを書いてあります。それが書いていないわけで、それがきちんと記載されているかどうかを監査しなさいと19条の13で言われていながら、その書くべきものが

書いていないというのをほうっておいて本当にいいのだろうか。

これは政治資金規正法の仕組みが非常に現実離れしているということなので、むしろ建議などの対象になる話だと思えますが、その場合にも、実際にはそういうことで住所などを書くというようなところは、ほとんどのところは実行されていないんです。これは有名無実な規定になっていますと言うためにも、逆に記載されていないというふうに書かせる方がいいのではないかと。

別に記載されていないから全部書きなさいと言って、会計帳簿を修正させることまでは求める必要はないので、それは会計責任者の話なんだから、書いていなければ書いてありませんでしたということだけを報告させる。だから、それは監査人の責任でも何でもなし、という案もあり得るのではないかと思います、いかがでしょうか。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【米澤参事官】 記載されていないのに政治資金監査報告書に書くとすると、どうしても政治団体側としてはきれいな、何の問題もない監査報告書をお願いしたいので、書かざるを得なくなる。書かざるを得なくなったときに、きちんとやろうとする政治団体ほど、法令を厳密に読むと支出を受けた者の本店の住所を全部調べて書かなければならないのかという話になってまいりますので、それが全部書き終わるまで政治資金監査が終わらない。書かれていることを全部確認しないときれいな監査報告書は出せないというのが現在の姿になってしまっておりますので、そこは政治資金監査としてチェックはして、法律に義務づけられたことが一部なされていないものについてはきちんと指摘をするものの、政治資金監査報告書にどこまで書くのかというのは少し切り離しておいた方が、政治資金監査をやられる政治資金監査人の方の実態としての御負担や政治団体の方の負担ということも考慮すれば、そのような方向の方がいいのではないかとというのが今回の案の考え方でございます。

【上田委員長】 今の牧之内委員の御発言は、私はこのように理解したんですけれども、今の修正案はそれでいいとして、会計帳簿には住所は書いていない。けどほかの方の資料からはわかる。だから、政治資金監査報告書には何も指摘しない。ただ、その一方で、会計帳簿にきちんと書きなさいということに今修正案はなっていますよね。それが果たしてあまり意味のないことではないかという。

【牧之内委員】 いや、そうではないんです。

【上田委員長】 そうではないんですか。違うんですか。

【牧之内委員】 要するに、この監査報告書で19条の13の2項の2号に規定する事項で、監査人が会計帳簿には支出の状況が記載されていたという報告をするわけです。そうすると、現実にはそれはされていないわけですよ。おかしな法律ではあるけれども、法律にのっとった支出状況の記載はされていないわけですよ。にもかかわらず、今この案は、支出の状況が記載されていたという報告をさせようとしているわけですから。だから、それはいいのかなど。

これは迷うところですけども、方向はいいんですけども、こういう処理でいいのかなど。逆に記載がされていなかったと。だけれども、そこをぎりぎり監査人の仕事として、これは間違っているからきちんと本店の住所をどうのこうのとか、そういうことをする必要はありませんということだけをきちんとマニュアルで書いておいてやればいいのかということなんですけれども。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【米澤参事官】 19条13の2項、2号の支出の状況が記載されているかどうかを字義どおりに厳密に解釈すると、確かに牧之内委員のおっしゃるとおり、支出年月日が1つでも欠けていれば状況が記載されていないのではないかということの指摘を監査報告書に書くというのが政治資金監査であるという考え方もあり得ると思いますが、そうしてしましますと、例えば領収書等が保存されていることとか、やはりすべてもともとの、この領収書等というのは、明らかに政治資金規正法上の領収書等でございますので、では、3事項の1つでも欠ければ、領収書等が保存されていないことになってしまうのではないかと、現行の規正法の厳密な解釈によって、すべてこの19条の13の監査項目をクリアしているかどうかということをチェックするのが政治資金監査であるという考え方になってしまいますので、それは1つの考え方ではあると思いますが、今回私どもが提示させていただいたのは、少し政治資金監査を具体的に一度やって、監査人の方からもいろいろ御意見もいただき、職業的専門家の方々が支出の状況をチェックして問題がなければ、それでその政治資金監査報告書としてはいいという形で運用できるようなマニュアルに少し改正していかかという案でございます。19条の13の解釈としては、支出の状況が表示されているかどうかというのをどのレベルでチェックし、その中には指摘するにとどまるものもあれば、報告書にきちんと書くものもあれば、そこはマニュアルで定めて、マニュアルに従って政治資金監査を行うという法律になっておりますので、その整理でいいのではないかとこのように考えたものでございます。

確かに私どもの内部で相当議論をいたしまして、委員から御指摘いただいたような、やはりそもそもきちんと書いていなければ書いていないというふうに指摘をすべきではないか、あるいは、ほかのもので確認したのであれば、その旨明記をさせるべきではないかといういろいろな検討はいたしましたが、やはり政治団体にしてみれば、まっさらな報告書がどうしてもいいとなりますと、厳密にすべて住所を書かせるということが政治資金監査の中でやらなければならないという現行マニュアルの考え方を少し修正させていただく方が適當ではないかということで、今回の案になっているものでございます。

【牧之内委員】 私は、監査の中で住所をきちんと書かせなければいけないというのを求めているわけではないですよ。書いてありませんでしたということを報告書で出すべきだということです。

支出の状況が記載されているというのを、間違いがなく記載されているというふうにとらえるのか、そうではなくて、とりあえず形として会計帳簿があつて、そこにいろいろなことが書かれていたということだけなのかということです。

この案の扱いをするということは、後者の方の解釈になるわけですね。後者の方の解釈をしていくと、それで済むんだったら、別に後々法改正も必要なくなるではないか。現に、もうその法を超えて、そういう取り扱いをしているんだったら、現状のままでいいではないかということにもなりかねない。そういう意味からすると、現在の法律の問題点というのも、そこにちょっと明らかにしておいた方がいいのではないかということなんですけれども。

【上田委員長】 谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 今の点について、1つの考え方としては、税務や企業会計の慣行とすり合わせていくということが大事なんだろうと思います。例えば、私が確定申告をするとき、総務省からの収入を雑収入というところに書くんですけども、住所を「霞が関2-1-2」と書くのが面倒くさいので、「千代田区」だけで済まして、税務署からお尋ねは来ないですね。それは違法だけれども見逃してくれたのか、いや、総務省と書けば郵便だって届くんだから、そこまで細かく書かなくてもこれは合法とみなすということになっているのか、それによっても多分扱いが変わってくると思うんです。

ですから、会計帳簿なども、広い意味で、どこかたどり着ければいいということであれば、厳密に何番地の何階というところまで書かなくてもよいというふうに解釈するのか。いや、それはやはり厳密に何階まで書かなければいけないんだけど、見逃すという慣

例になっているからよいということにするのか。

慣例になっているからよいということであれば、それはあまりマニュアルには書かない方がいいと思うんです。不文律としてそういう扱いにすることなので、マニュアルには書く必要はない。要するに社会常識よりも、あるいは税務、企業会計の常識よりも突出して緩めたという印象を与えないようにするということが重要なんだろうというふうに思うので、これはちょっとお調べいただいて、もしさらに改正が必要だということであれば、手を加えていただくということではいかがでしょうか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 税理士であられる登録政治資金監査人の方から、もともと支出の相手の住所を内部帳簿に全部に書かせるというのは通常ないので、それを全部書かせるのは、やはり制度がおかしいのではないかという御意見はよくいただいております。

ただ、現実の今の政治資金規正法の考え方としては、会計帳簿に住所をきちんと書くというのが前提となっておりますので、違法かどうかという観点で言えば、やはりすべて書かないと違法になってしまうというのが法律の世界でございます。

今回は、法律上の違法かどうかというのと、政治資金監査で支出の状況の確認をするというのを、少し考え方としては別次元に置いて、政治資金監査としてはどういう形にすればいいのかという論点を出させていただいたということでございますけれども、今までの御指摘も踏まえまして、少し税務上の実態ですとか、法律上の解釈ですとか、そういったことも含めて、もう一度検討させていただいて、また次回までに整理させていただきたいと思っております。

【上田委員長】 この点はこれまでにしまして。ほかの点で何か御質問、御意見ございますでしょうか。

では、次に、残りの資料Bについて、御説明をお願いしましょうか。参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 それでは、資料Aで御説明した論点以外のマニュアル、テキストの改定についての御説明でございます。まず、資料Bの別紙の目次を御覧いただきますと、前回事務局の方から監査の実施要領と本体の具体的な指針を組み合わせ、中に入れ込んだ形で案を出させていただきましたけれども、委員会での御意見の中で、この際、区別せずに全体を1本の形で具体的な指針として再構成した方がわかりやすいのではないかという御指摘をいただきましたので、その考え方に沿って、右側のように一本化しております。実施要領と本体とをすべて区別なく組み合わせ再構成させていただいた形でございます。

このような形になっております。

続いて、資料Bの38ページを御覧いただきまして、内容的な点でございますけれども、ほとんど前回の委員会で御説明した改正事項でございますけれども、今回新たにつけ加えました点といたしまして、領収書への印紙の貼付漏れについてということで、領収書の確認のところで、領収書の記載事項の確認ですとか、あて名の確認ですとか、そういったチェックをするところがございます。訂正等の確認ですが。

その一環といたしまして、領収書への印紙の貼付漏れということで、領収書等の記載事項を確認する中で、貼付が義務付けられている印紙の貼付漏れを発見した場合は、受取金額が3万円以上の領収書を受け取る際には、印紙の貼付の有無を確認するよう指摘することも想定されるということで、45ページに、もとのマニュアルでの印紙の貼付漏れの扱いが書いてございますけれども、もとのマニュアルでは、会計責任者に対するヒアリングとして、左側の方でございますけれども、書面監査において発見した関係法令上の問題点、その他の事項ということで、その1つとして、領収書への印紙の貼付漏れが位置付けられておりました。

今回、前回の委員会で御議論も踏まえまして、ヒアリングで聞くということではなくて、領収書の確認の中で、貼付漏れというのは、どうしても外形的に政治資金監査人の方が見るものでございますので、そういった確認をする中で、発見した場合には、印紙の貼付の有無を確認するよう指摘することも想定されるということで、明示させていただいたということでございます。

前回から変わった点は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。これは前回、たしか池田委員の方から御意見があったと思いますけれども。今までのマニュアルではヒアリングを妨げないというところに入っていたんですけれども、45ページです。これを独立して出したということです。

【池田委員】 結構です。

【上田委員長】 よろしゅうございますか。御意見ございませんでしょうか。小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 これだけ分厚いもので、まだ全然読めていないもので。印紙の関係ではなくて、いわゆる実施要領を中に入れたという点について御質問なんですが、この大きなやつで入れた部分が非常によくわかるんです。ただ、全体的にまだ見ていないのであれ

なんですが、これを入れることによって、理解度が高まるというような状況になっているのかどうか。そのところが、私もちょっと見ていないのでわからないんですけども、分厚くなってしまって余計に……。どうなのかなと。ごめんなさい。そこだけです。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【米澤参事官】 そういう意味では、事務局がつくってこう言うのも何なのですが、非常にわかりやすく、理解しやすくなったと思います。特に、前はただ単に場所を移して実施要領の方をカセットのようにはめ込んでいたんですが、前に御指摘をいただいて、完全に溶け込ませて、記述ぶりも重複がある部分は省いて、全体の流れとして、しかも監査をやる流れにある程度沿って再構成させていただきました。

結果として、パーツパーツで過不足は特にありませんでしたので、内容が異なるところはございませんけれども、今後いろいろ政治資金監査の方に研修等で見ていただく際には、前回よりも非常にわかりやすくなったのではないかと考えております。

【小見山委員】 ありがとうございます。

【上田委員長】 事務局長、どうぞ。

【金谷事務局長】 またお気づきの点がございましたら、また8月、次の委員会までにいただければと思います。

【牧之内委員】 ちょっとすみません。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 先ほどの溶け込んでいるのか、この小さい方のお話だったんですけども、資料Aの別紙の3ページです。新旧とありますね。小さい方ではこれは溶け込ませてあるわけでしょうか？

【米澤参事官】 資料Aに係る部分は旧の内容で溶け込ませております。

【牧之内委員】 要するに、今日議論をしたものは溶け込んでいない。

【米澤参事官】 はい。旧で書いてある。

【牧之内委員】 わかりました。それは今度次の委員会に溶け込んだものが出てくるということですか。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【米澤参事官】 次回の委員会の際に、先ほどの住所の件も含めて案をつくりまして、溶け込んだ形での新旧をおつくりして提出いたします。

【上田委員長】 よろしゅうございますか。

では次に、第3の議題の「登録政治資金監査人の登録者数について」及び第4の議題の「政治資金監査に関する研修について」、説明を事務局にお願いします。参事官、お願いします。

【米澤参事官】 資料3でございます。6月25日分までの登録者数ということで、全体で3,698名の方に御登録いただいております。内訳は、その右に記載のとおりでございます。

続きまして、資料4、研修の実施状況でございます。22年度合計、6月分まで含めまして、119名の方に研修を受けていただいております。このうち、記載はございませんけれども、いわゆる個別研修で受けていただいている方が53人でございます。

続きまして、資料Dを御説明いたします。研修に関連いたしまして、事例等説明会（仮称）の実施についてということで、今回委員限り資料で案を出させていただいております。前回の委員会でも御説明しましたように、今年度の新規事業として実施したいというものでございまして、説明内容といたしましては、全体で2時間程度の説明会といたしたいということで、1点目、政治資金監査の実施状況等のアンケートの集計結果ということで、本日も御説明いたしましたような、私どもで実施したアンケートの結果として、実施状況や主な問題意識等の紹介、それに対する考え方について御説明する。

2点目、監査実務に係る質疑等についてということで、Q&Aの解説や、監査期間中にお問い合わせをいただいた質疑の紹介。それから、御参加いただいた方にあらかじめ提出いただいた質疑に対する回答などを説明する予定でございます。

加えまして、3といたしまして、今回御審議いただいているマニュアルや研修テキストの改定ポイントを御説明いたします。

最後に4といたしまして、日本税理士連合会様に御協力を賜りまして、連合会様の方で実施しておりますアンケート調査結果などの概要を御紹介いただいたり、政治団体等との関係で生じた問題点等を御紹介いただいたりということで、今後調整させていただきながら、進めていきたいと思っております。

スケジュールといたしましては、次回、8月11日の委員会で実施計画を御決定いただきまして、9月から12月にかけて実施したいと思っております。前回の委員会で御意見がございましたように、東京だけではなくて、全国6カ所程度で開催する予定でございます。主に法定研修を修了した方を対象と考えておりますので、全体で3,500人ほどの対象の中で、適切な時期、場所で行いたいと思っております。

資料Dの裏に、これにかかりまして、私どもで実施いたしましたアンケートで、事例等説明会を受講したいという御回答をいただいた方は7割近くいらっしゃいましたということですか、下の方で、どういう内容を希望なさるかということで、やはり具体的な事例、Q&A等々の説明が聞きたいという御意見が多かったので、今回の考え方にも反映させていただいているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 何か御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 アンケート調査で政治団体が基本的なことをわかっていない。研修が必要ではないかという意見が結構多いのですが、これに対してはどう考えておられるのかということと、それから、今までQ&Aでいろいろ対応してきましたけれども、それ以外に、新たな問題指摘みたいなものが結構あると思いますが、これに対しては、Q&Aと同じような対応をするのか、これはアンケート調査として、これは聞き置きましたということなのか、一つ一つ回答していく考えなのか。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【米澤参事官】 1点目の政治団体に対する研修でございますけれども、政治資金規正法が改正されまして、その直後のあたりでは政党、政治団体の方でも非常に関心が高く、何度か政治資金課が中心となりまして、説明会などを開催しております。私どもも政党で会計担当の秘書の方を集めていただいたような研修会に行って、監査の中身を御説明したり、そういったことはしてまいりました。

そういう努力はしてきたつもりでございますけれども、やはり実際に政治資金監査に入ってみると、どうしてもその会計責任者の方が、名目だけのような方であって、ヒアリングをしても要領を得ないとか、そういった御意見も多数出ているところでございますが、そこは私どもでどこまでできるかというのが非常に難しいんですけれども、今後とも、個々の政治団体というわけにはなかなかいきませんが、政党などから、また監査の時期の前にそのような研修を開いてほしいというお話があれば、積極的に対応していきたいと思っておりますし、いろいろな日常的な仕事の中で、そういうお話を政党の方にはしていきたいと思っております。

後段の、アンケートでいただいたいろいろな新たな問題点の御指摘については、これは無記名のアンケートでございますので、個々にお答えするというのはちょっと難しいので

ございますが、今回特に領収書のチェックの仕方について大きく政治資金監査の方法が変わることもございますので、Q&A自体もかなり改定しなければならないと思っております。

そういった中で、私どもが気がつかなかったような、今回新たにいただいた疑問点などについては、Q&Aの中にできるだけ整理して、わかりやすいように御説明できるような形にしていきたいと思っております。

【上田委員長】 よろしゅうございますか。

【牧之内委員】 はい。

【上田委員長】 ほかの点で何か御意見ございますでしょうか。小見山委員、お願いします。

【小見山委員】 アンケートのことでございますけれども、結局このアンケートに回答した方だけなんですけど、26%、つまり残りの74%は登録して研修しているだけで監査していないんですね。こんなに偏ってしまうのかというのがちょっと残念だと思っております。ですから、そういう意味では、その方たちが本当にもっと機会が欲しいというふうに望んでいらっしゃる方たちなのかどうかということも、本当は何かでわかるとありがたいかなというのはあるんですけども。それはすぐにできるものではないと思っておりますけれども。ちょっとその辺が私は非常にびっくりしたところだったなと。いわゆる一部の方に偏ってしまっていた。10団体以上やった方が12名もいらっしゃるということですよね。ちょっとその辺がびっくりしました。

あと、もう1つは、逆に言うと、法律で違反であるのはわかるんですが、団体がすべてそれを提出しているかどうかというのは皆さんの方でチェックはされないんですよね。

いわゆる国会議員関係政治団体だというふうに認識されながらも、5月末を過ぎているわけですけども、その段階でもまだ提出してきていないというものについては、どこが提出していないんだとかというチェックはなさらないのでしょうか。

【上田委員長】 政治資金課長、お願いします。

【松崎政治資金課長】 国会議員関係政治団体の収支報告書の提出の期限は今お話にございましたように5月末です。都道府県選管の方の所管分と、さらに都道府県選管を経由して私どもに来る総務大臣所管分について申しますと、提出していただいていないところについては、やはりちょっと御連絡して督促することも含めて対応しております。

それで、いつ提出されたかは選管の窓口で受付印とか收受印を押されて、それがそのま

まきちんと公表されますので、見れば遅れたかどうかは一目瞭然ということになります。極力私どもとしては、要旨公表に向けて現在作業を進めておりますが、提出が遅れたものも含めて、全体の要旨公表に含められるものはやって、公表に向けて進めていきたいと思っております。

【小見山委員】 1,555しかないという状況ですね。ここに書いてある。

【松崎政治資金課長】 はい。これはアンケートにお答えされた方が担当したのが1,555ということで、今手元にきちんとした数字を持っていないんですが、国会議員関係政治団体は全国で3,500くらいにはなっていたかと思しますので、おそらくあと2,000団体について監査が行われているはずではありますので、実際この4分の1程度の方しか監査をしていないのか、アンケートにお答えになっていない方がどれだけ対応されていたのかというのはまだわかりかねるかなと思っています。

【小見山委員】 我々として見ると、マニュアルをきちんと備えることも1つですが、監査の制度がきちんとかいふふうな形で周知されて、きちんとそれにのっとってやられているかどうかということも、いつかちゃんとチェックせざるを得ないところではないかと思うんですね。

ですから、ある程度、例えば半年後、11月とかそのぐらいになって、それすらもまだわからないようなことではつらい。その辺はいかがなんでしょうか。すべてのものがやられているかどうかという確認です。

【米澤参事官】 11月末までに収支報告書の要旨の公表が総務省はじめ各都道府県選管でなされますので、それに合わせて私どもの方でも監査報告書がどのようなものが出てきているのかという調査を行おうと思っております。それによって国会議員関係政治団体でどのくらいの監査報告書が出されて、どういう指摘がなされているのかという、ちょっと計数整理のような形になりますけれども、そういった調査をして、また委員会にも御提示したいと思っております。

【小見山委員】 そうですか。はい、お願いします。

【上田委員長】 本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等につきまして、事務局から何かありますでしょうか。参事官。

【米澤参事官】 すみません。ちょっとその前に1点よろしいでしょうか。ちょっと臨時で。

先ほど資料Aの論点のところで、住所の記載等について少し御意見がございまして、ま

た次回までに整理ということにいたしましたので、恐縮でございますが、資料1につきまして、若干修正させていただきたいと思っております。これは公表資料ということで、この後記者クラブで公表することになりますので。

資料1の今後のスケジュールの中で、7月1日（第2回委員会）のところが改定内容を検討というふうになっておりましたけれども、まだちょっと宿題をいただいたということもございまして、改定内容の論点整理・検討ということに修正したいと思っております。

そうしますと、次回いきなり決定ということでもございませぬので、第3回委員会につきましては、改定案の検討・決定という形に修正をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【上田委員長】 委員の皆さん、よろしいようです。

【牧之内委員】 変えなくてもいいんじゃないかと。検討したことは事実なので。

【上田委員長】 せっかく事務局にいろいろ考えていただきましたので。事務局長、お願いします。

【金谷事務局長】 今日は本当に御熱心な御議論ありがとうございました。今日いただきました御意見、それからまた宿題も残っていますが、そういったものも整理いたしまして、次回までに対外的に公表できるような形で整理いたしまして、また御相談させていただいて、8月の委員会に向けて準備してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

【上田委員長】 そのほか事務局から何かありましたらお願いします。はい、参事官。

【米澤参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、この委員会終了後、総務省の会見室におきまして、事務局長からブリーフィングをいたします。公表資料につきましてもその場で配付する予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に明日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。次回の委員会の開催等につきまして、事務局より説明をお願いします。

【米澤参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、8月11日水曜日の午後3時に開催させていただきたいと存じます。8月11

日水曜日の午後3時でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

【上田委員長】 本日は長時間にわたり、熱心に御審議いただきありがとうございます。
た。